破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４８６号
群馬県渋川市行幸田44番地３
債務者　小野里　始
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５００号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目21番地１　サンシティー倉林Ａ202、住民票上の住所群馬県高崎市剣崎町127番地19
債務者　田口　真也
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０４号
群馬県伊勢崎市国定町１丁目69番地１
債務者　石原　　仁
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３６号
群馬県前橋市富士見町小暮443番地11
債務者　猪岡　友巳
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４０号
群馬県渋川市赤城町長井小川田4610番地88、住民票上の住所群馬県渋川市渋川4568番地４
債務者　波岡久美子
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２号
群馬県伊勢崎市緑町６番１号　ユニーブル伊勢崎セントラルエアタワー201
債務者　デビット佐川（ＰＥＲＥＺ　ＳＡＧＡＷＡ　ＣＨＲＩＳＴＩＡＮ　ＤＡＶＩＤ）
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３号
群馬県前橋市広瀬町３丁目17－６　新和ハイツ103、住民票上の住所埼玉県本庄市日の出２丁目４番52号
債務者　沼尻　　淳
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５号
群馬県伊勢崎市八斗島町1618番地６　レオパレスルミニ101
債務者　大杉　圭司
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
群馬県佐波郡玉村町藤川209－７　ＵＲＡＮＵＳ　Ｂ201号室、住民票上の住所群馬県藤岡市下大塚687番地63
債務者　清水喜代乃
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
群馬県吾妻郡草津町大字草津３番地10
債務者　中村　艶子
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台２丁目21番地２
債務者　飯野ゆう子
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第６４０号
相模原市中央区南橋本１丁目19番１号　南橋本プラザハイム１－313
債務者　大塚　久子
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６５４号
神奈川県座間市相武台２丁目5000番地の４フラワーハイム205号
債務者　金　　勝徳
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６５６号
相模原市南区相南３丁目38番５号　ビラ相南103号
債務者　小泉　康彦
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６５９号
神奈川県座間市東原３丁目14番15号　フローレスさがみ野３－101号
債務者　本橋　美子
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６６０号
相模原市南区御園５丁目14番５号　ヴァンヴェール御園101号室
債務者　江崎由利子
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所相模原支部